

地方税法の一部改正（H23.12.14）による
東日本大震災の被災者への県税の軽減措置等の概要

【個人住民税】

（１）被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を 7 年（現行：3 年）に延長する。

（２）買換え特例の買換え資産に係る取得期間等の延長の特例

居住用財産の買換えの特例等について、震災のため、その買換え資産等を取得すべき期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、その買換え資産等の取得期間等を 2 年の範囲内で延長する。

（３）住宅の再取得等に係る住宅ローンの控除の特例

震災により所有する居住用家屋が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合において所得税における震災に係る住宅ローン控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けたときは、現行の個人住民税における住宅ローンの控除の対象とする。

【不動産取得税】

（１）被災農地に代わる農地に係る特例

被災農地の所有者等が当該農地に代わる農地を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、被災農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

（２）警戒区域内農地に代わる農地に係る特例

警戒区域内農地の所有者等が当該農地に代わる農地を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。